

第36回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年6月10日（水）

午前8時53分～午前10時04分

2. 場 所 遠賀町役場別館 2階 会議室4

第 36 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年6月10日(水) 午前8時53分～午前10時04分

2. 場所 遠賀町役場別館 2階 会議室4

3. 出席委員（14名）

議長	1 番	三原	高志
副議長	2 番	安藤	敏生（欠席）
委員	3 番	石井	佐千生
委員	4 番	林	長輝
委員	5 番	原田	利春
委員	6 番	加藤	陽一郎
委員	7 番	米田	かおる
委員	8 番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

- #### 4. 6月の農業相談委員

委員 4 番 林 長輝
委員 5 番 原田 利春

- ## 5. 議事日程

- (1) 付議案件

- ① 農地法第3条の規定による許可申請について
(●●●●●●●●●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ② 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)

③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(●●●●)

④ 農地台帳への登載申請について

(●●●●)

(2) 報告案件

① 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 農業委員会の改選について

② 農地利用最適化推進委員候補の評価・審査について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	向井	理人
事務局職員	瓜生	哲朗
事務局職員	藤本	慎央

開 会 8 時 5 3 分

議長 皆様おはようございます。今日は安藤委員の欠席の報告が出ております。それではさっそく始めたいと思います。

では本日の出席委員は農業委員 8 名中 7 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第 36 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 4 番林長輝委員、5 番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件、農地法第 5 条の規定によ

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

事務局 それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

申請地は大字上別府字小谷下 2 1 8 2 番 1 外 1 筆の計 2 筆で、地目は畑と田、面積は合計 3, 7 1 5 m²です。農地区域が農業振興地域内農用地で、申請理由が自作地及び規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は 3 3 5, 0 2 7. 2 6 m²で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の自作地と規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われます。申請地は 4 ページから 5 ページの字図に記載しています。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。申請地は 8 ページの字図に記載しています。

9 ページが事業計画書です。事業の種類は運送業で、申請者の事業目的は貸資材置場・貸駐車場です。施工計画は令和 8 年 7 月から着工し、令和 8 年 8 月に供用開始となる見込みです。

10 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なし、用地造成に伴う被害防除としては、残コンブロックにて土留めを行うとなっております。

11 ページが現況平面図です。北側は用悪水路、西側は宅地、東、南側は公衆用道路と接しています。

12 ページが土地利用計画平面図です。申請地内は切土盛土はなく、現況のまま使用し、雨水排水は自然流下となっております。申請地の北側が資材を置くスペース、南側が駐車場スペースとなります。

13 ページが縦横断図です。やや勾配はありますが、土仕上げのままとなるので雨水排水は自然流下のみとなっております。

14 ページが関係者説明に関する調査票です。今回隣接する農地はありません。

続きまして議案書の 15 ページをお開きください。付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市にお住まいの●●●●さん、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●さん 外 1 名です。

申請地は大字今古賀字正境 2 1 1 番 2 で、地目は田、面積は 2 9 1 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は準工業地域の第 3 種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

申請地は 17 ページの字図に記載しています。

18 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流及び自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続、用地造成に伴う被害防除としては、特になしとなっております。

19 ページが現況平面図です。北側は公衆用道路、東側は田、西側と南側は宅地と接しています。

20 ページが土地利用計画図及び縦横断図です。申請地内は駐車場予定地のみ 20 cm ほど切土を行います。

雨水排水は水路放流及び自然流下となっています。

21 ページが建物の平面図です。

22 ページが建物の立面図です。図のと通りの平屋を建築する予定です。

23 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、了承を得ています。

続きまして議案書の 24 ページをお開きください。

付議案件④農地台帳への登載申請についてでございます。

この案件は、農地以外のものになったため農地台帳から外した土地について、また農地に戻し再度耕作を行うようになったため農地台帳への登載を承諾するものです。

申請者が尾崎にお住まいの●●●●さんで、遠賀町で農業を行っている方です。

申請地が大字尾崎字先野々 9 3 4 番 2 で、登記地目は宅地、面積は 1 6 2 . 4 0 m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定で、農地として認められれば第 1 種農地の扱いとなります。

経緯としましては、申請地は元々畑であった農地が分筆され、昭和 3 9 年 3 月 3 1 日時点ですでに宅地として登記されていた筆になります。今回は申請地を畑として農地台帳へ登載するための申請となります。現在申請地は赤しそを作付しており、農地に戻っている状態です。

申請地は 2 6 ページの字図に記載しております。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 5 分

－ 現地調査後 －

再開 9 時 57 分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の安藤敏生委員及び白石元弘委員から報告をお願いするところですが、本日安藤委員が欠席のため、代わりに事務局から報告をお願いします。
先に白石委員から報告をお願いします。

推進委員 問題ないと思われますのでよろしくご審議お願いいたします。
(2 番)

事務局 議案協議の際に安藤副会長と話をしましたが、特に質疑等はありませんでしたので、問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。
続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の林長輝委員及び松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員
(4番) 大きな問題は無いと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

推進委員
(4番) 特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件②は承認されました。
続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

農業委員
(6番) 現地を見ていただいたとおり周りに本人以外の農地がありませんので問題ないと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

推進委員
(6番) 見ていただいたとおり周りは宅地で問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件③農地法第5条申請の規定による許可申請について原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。
続きまして、付議案件④を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 (4番) 問題は無いと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

推進委員 (4番) 特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地台帳への登載申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の27ページをお開きください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、解約1筆、面積は3,262㎡となっております。
付議案件①の農地法第3条の規定による許可申請についてで説

明した農地のうち、利用権を結んでいた1筆分の解約となります。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①農業委員会の改選について説明。
その他の案件②農地利用最適化推進委員候補の評価・審査について説明。ss

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

無いようですので、以上をもって、第36回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 0 4 分